「動物愛護管理のあり方について（案）」にかかるパブリックコメントの集計結果

資料２

1．実施期間
平成23年11月8日（火）～平成23年12月7日（水）

2．意見件数

FAX	メール	郵送
1,359	25,225	29,211

3．意見提出者数

個人	団体
55,783	139

4. 意見の概要

1. 虐待の防止

1.（1）行政による保護等

意見の概要	意見の理由	件数
行政による保護等の意見に賛成（規制を強化すべき）		24,974
通報や内部告発を受け付ける窓口の設置が必要		
窓口は環境省に設けるべき	虐待事例を最もよく熟知している環境省が窓口となるべき。警察は動物愛護管理法に精通していない	
各自治体の動物行政担当職員、地域の関係者及び団体、そして警察が情報共有し協働連携し強化、具体的に動物虐待を未然防止する体制を運営すべき	動物の虐待者の多くは人間への犯罪へ移行するケースもあるため	
環境省が窓口となって虐待事例に精通した専門家を設置し、虐待事例の情報を一元管理すべき。	・警察が動物愛護法に精通していないことが虐待事件の解決と防止に支障になっている	
動物を適切に飼育・愛護しない者に対して、一定の条件を前提に裁判所の許可状によって私権の制限（所有権の剥奪を含む）を行えるよう規定すべき。		
自治体の動物愛護管理担当職員、動物愛護関係団体及び警察は、動物の虐待の早期発見に努めなければならないことを法律に規定する	虐待防止の実効性を挙げるには、自治体職員だけでは限界であり、警察等の協力が不可欠である	
飼育禁止命令については、DV防止法で接近禁止などの保護命令を裁判所に求めることができるのと同じような制度を導入するべき。動物は本人からの申し立てはできないが、司法警察権をもった動物愛護担当職員が代理となることができるなどの仕組みを検討するべき。		
動物虐待の疑いがある場合は、法律で通報を義務付けるべき	児童虐待防止法を参考にすべき	
各自治体の動物愛護推進員を中心に、駐車監視員と同等の権限を有する職員を配置してそれを環境省・警察がサポートする仕組みを構築すべき		
虐待の疑い事例などを調査する専門の調査員を設置し、複数の識者による審査制度を設けるべき	個人的で全く根拠のない概念のみで虐待の判断がなされ、凶悪な虐待が放置され、善良な飼い主が告発されることもある。虐待・不適正飼育の判断は困難であり、その被害を減らし、善良な飼い主を理不尽な迫害から守るためにも必要。	
虐待と判断されたら対象動物の所有権を剥奪し保護し3年間は飼育禁止とすべき。		
通報を受けた時点で行政が介入すべき		
行政が動物病院等と連携して速やかに保護すべき		
虐待されている動物は「所有物」ではなく「命あるもの」として対処すべき		
収容しきれない動物の保護は、日頃から信頼関係のある譲渡認定団体を保護先として関係を構築する仕組みをつくるべき		

現行のままとすべき			2
	動物を適正飼養する責務と負担は飼い主にあって、その負担を自治体すなわち国民全体が飼育費用・保護費用を負担すべきではない		
	一般国民への公権力介入には慎重になるべき		
その他			0

1．（2）取締りの強化及び罰則規定の見直し

意見の概要	意見の理由	件数
規制を強化すべき		43,160
取締りの強化及び罰則規定の見直しに賛成		
平成22年2月5日付け環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知の内容を法に明記すべき。		
警察と連携して取締りを強化すべき		
愛護動物が、その生息していた場所から、飼育者・管理者でない者により、別の場所に移動され放置される場合も、遺棄として処罰対象にすべき。ただし、その生息場所が、命の危険がある場合や、移動場所の管理者・所有者の同意を得ている場合は、これの限りではない。	特に猫はどんなに外でたくましく生きていた野良猫だとしてもいきなり捕らえられ知らない場所に放されたらパニックを起こして右往左往して事故に遭ったり恐怖で隠れて身動きできずに衰弱したり、その場所のテリトリーに入れなかったりで、餌の確保ができるまでに命を落とす可能性が高い。	
道路交通法違反摘発と同じく監視員制度を設置し、民間委嘱制度を設置すべき。		
愛護動物の範囲を全ての脊椎動物にまで広げるべき		
愛護動物の範囲を人間が飼育する全ての脊椎動物にまで広げるべき	観賞用の外来種の魚類等の遺棄が生態系保全の観点から全国的に問題になっているため	
虐待の定義を明確化すべき		
定義を明確化すべき	地方行政の現場では曖昧な表現でることを理由に、明らかな虐待であるにも関わらず対応しないことの言い訳になっている。	
	動物虐待は社会通念というあいまいなものでなく、動物が受けた苦痛や苦悶、障害、死亡等の事実に基づいて判定されるべき	
第44条の「みだりに」という表記を削除すべき	曖昧な記述が、法の適用の妨げになっている	
定義に次を加えるべき		
生命の危険がある状態にある愛護動物をみだりに放置すること	被災地などに取り残された動物などが無関心による放置、非協力、妨害などでレスキューが遂行されない事例がある。	
愛護動物の存在を知りつつ毒物を撒いたり罠をしかける行為	飼い主のいない愛護動物などが、害獣・害虫駆除にみせかけた毒物散布、捕獲器などでの捕獲により駆除さえる事例が全国で多発している。人の生命の危険が及ぼすことがない限り、みだりに駆除すべきでなく、人間社会の中で共存する工夫や努力が必要	
飼養放棄に等しい長時間にわたる放置		
駆除を目的とした愛護動物の捕獲		
ケージが狭く、動物の排泄物と食餌が混在した状態で放置されている		
動物が排泄物の上で寝ている		
常時水を置いてない		
水入れが藻が付着していたりと不潔である		
幼齢にもかかわらず、食餌を適切な回数与えず、それで問題ないと説明している		
糞尿が堆積、食餌の残渣、抜け毛、ゴミが散らかっていて、清掃が行き届かず、ケージ等から悪臭がする		
動物の体が著しく汚れている		
病気や怪我の治療を受けさせていない		

	温度・湿度等の環境が適していない		
	動物種の生態にそぐわず健康の害するおそれのある不適切な環境で飼養すること		
	曲芸、演芸、調教、使役等において酷使すること	TVのCMなどで芸をさせている動物は、国民に誤った認識を与える。取締りの強化が必要	
	多頭飼育で、飼育環境が不衛生		
	ケージ内で動物を過密に飼育している		
	店内の大音量の音楽、過度の照明にさらされることにより動物が休憩できない		
	しつけ、訓練と称し、不必要な動物に暴力を与えたり、故意に動物を怪我させたりする。		
	体調不良・不健康な動物をふれあいや散歩体験等に使用する		
	母体に過度な負担をかけて、年に複数回又は未熟な個体に繁殖させること		
	出産後、十分な期間を得ずに、また繁殖させる		
	生命、身体、精神に支障をきたす又はその恐れのある行為もしくは環境で飼養すること		
	不必要に恐怖、恐れ、苦しみを与えること		
	苦痛を伴う輸送をすること		
	動物を景品（集客手段）とすること		
	日常的な動作を妨げるような狭い空間で飼養すること		
	動物同士を戦わせること		
	正常な心身の発達に影響を及ぼす期間に親動物などから分離飼育すること		
	これまでに社会的に問題になった要件から定義づける		
	数値基準が必要	曖昧な記載は実用的でない	
現行のままとすべき			1
	虐待を減らす手段として罰則強化に頼ることが正しいことか、さらなる議論が必要。命の教育の充実などから始めるべき。		
その他			0

1．(3)闘犬等

意見の概要		意見の理由	件数
闘犬等について何らかの規制強化をすべき。			23,951
	原則禁止すべき。	一般に公開されない闘犬、闘鶏等については、賭博等の違法行為をともなっている場合があり、警察と連携しての調査が必要な悪質なケースもある。	
		反社会的勢力、非合法ギャンブルの温床になっている	
		社会的に容認されている伝統行事とは言いがたく、公序良俗に反する非人道的な悪習である	
		既に東京都、神奈川県、石川県等の自治体の条例でも禁止されているとおり、現代の倫理観では社会的に許容できない	
	海外の状況を見ても「伝統」という言葉で本質的な問題がある行為を正当化するのは好ましくない。	スペイン各地域において闘牛禁止法が成立。イギリスにおいても伝統行事である「キツネ狩り」が禁止。	
		動物同士を戦わせる行為は、欧米諸国では法律で禁止されている	
		伝統行事だからこそ、現代にあわせて変えていくべき	
		存続されるべき伝統行事であるか否かは広く国民の意思を行政に反映するプロセスを通して判断できるようにすべき	
	動物取扱業の登録を義務化すべき		
	闘犬を開催する者は、動物取扱業への登録を必要とすべき		
	闘犬の開催は届出制とし、闘犬会場を許可制とする		
	闘犬用の犬の飼育・繁殖を許可制にすべき		
	獣医師と動物愛護推進員の配置を義務化すべき		
	警察と自治体が連携して実態を把握し、情報共有すべき		
	闘犬のガイドラインを策定すべき	国内で実施方法等を平準化すべき	
現行のままとすべき			2
その他			3
	闘犬に暴力団排除条例を適用する		

2. 多頭飼育の適正化

意見の概要	意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）		28,046
多頭飼育の規制は必要	アニマルホーダーと呼ばれる精神疾患患者による動物虐待行為も起きているから。民生委員や臨床心理士などとの連携も必要	
届出制の導入に賛成		
不妊去勢されていない雌雄の犬猫を複数飼っている場合は、届けさせるべき	不注意等による繁殖を防ぐため	
届出のある多頭飼育施設は、動物愛護推進員等が定期的に施設を訪れる等、適正化を図るべき	多頭飼育崩壊抑止への指導重視へとシフトする必要があるから 行政の関わり方も後始末から未然に防ぐ対策に変わるべき	
多数の犬猫を保護している動物愛護団体は、動物取扱業の保管に登録させて、自治体の指導の下にいれるのがよい	飼育施設に見合わない多すぎる頭数を所有していることがあるため	
5頭以上飼育しているものは届出をすべき		
10頭以上飼育しているものは届出をすべき		
集合住宅では4頭以上飼育しているものは届出すべき		
適正に飼養できるのは、成人一人につき、5頭が限度		
適正に飼養できるのは、成人一人につき、10頭が限度		
動物の種や体重・体高等を考慮した上で、飼育施設の敷地面積・延べ床面積に応じた飼育頭数の制限を設けるべき		
飼養する環境及び人数、飼養者の収入などの基準を設けるべき		
飼育環境が適正化か否かを行政が審査すべき		
飼養基準やガイドラインを導入すべき	適正な飼育頭数を個人個人で判断することができるため	
行政が販売業者と連携して、多頭飼育者を監視・注意できるようにすべき。たとえば販売業者が保有している購入者の個人情報を行政が確認し、一定基準の飼育頭数が守られているか確認できるようにするなど。		
繁殖業者に対して、繁殖回数や繁殖間隔等についての規制を導入すべき。その際に種や品種の違いも考慮すべき		
動物の福祉が損なわれている場合も勧告や措置命令の発動要件とすべき。		
第25条において、周辺の生活環境が損なわれている事態が「生じるおそれがある」と認められるとき及び「発生の防止のため」に必要な措置をとれるようにすべき	未然に問題の発生を防止できるようにすべき	

	飼い主が勧告・措置に従わない場合の刑事罰および課徴金の規則を明確にすべき。		
	飼育放棄のペナルティとして、多額の引取り費用を徴収できるようにすべき		
現行のままとすべき			12,109
	飼い主の自主性に任せればよい		
	自治体の条例等に任せるべき	きちんと多頭飼いしている人もいる。	
	何頭飼育するかは飼い主の権利である		
	動機や理由、経緯や現状、その影響を踏まえ、必要に応じて個別具体的に対処すべき		
その他			20
	動物愛護に関わっている人はほとんど全てが多頭飼育であることについて議論されていない。	愛護動物行政は猫を保護する市民がいなければ成り立ち得ず、このような市民の様々な苦境について議論する必要がある。	
	一般飼い主を対象とした飼育の適正化が必要		
	多頭飼育現場の処理にあたっては、民間団体の支援を導入する仕組みが必要		
	動物取扱業は既に登録により管理されている		

3. 自治体等の収容施設

意見の概要	意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）		25,441
収容施設の基準		
施設の構造や管理等にかかる具体的基準をガイドラインとして示すことで、適切な飼養管理を促すべき	全国的な格差を解消する必要があるため	
温度管理設備の設置を義務付けるべき		
動物を治療すべき		
衛生的な環境とすべき		
感染症の拡大を防止するために収容施設は原則個室とすべき		
設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法		
設備や業務等の一般国民への公開の範囲や方法は全国統一の基準を設け、誰もがいつでも見学できるようにすべき	職員による動物虐待や犯罪防止するため	
	国民の知る権利に違反する	
	公開することで一般国民の理解や協力を得られやすくなる。	
	現状を広く公開し、国民の意識改革を進める必要がある	
全国一律の基準を設けるべき	最低限のルールは全国で統一すべき。	
	犬猫の譲渡が全国に広がるため	
殺処分の方法		
麻酔薬を使用すべき。	二酸化炭素ガスでの処分は安楽死ではない。まるで苦しんでいるように見える。虐待である	
幼齢・老齢動物、負傷動物については、少なくとも麻酔薬を併用した殺処分とすべき	既に多くの自治体でも導入されているため	
筋肉弛緩剤のみや炭酸ガスのみの使用による方法は禁止すべき。	大変な苦痛を与えるものである。麻酔薬の使用後に用いるべき	
	注射を行う実施職員の精神的苦痛が考慮されるべきで、そのためにはCo2ガス室（ドリームボックス）のみの使用が望ましいという意見には反対。その職種により職務上ある一定程度の精神的苦痛が伴うのは、あらゆる職業において止むおえないことである。かえって動物の苦痛を軽減することにより、職員の精神的苦痛も軽減される。また実施による精神的苦痛を受けたくないために殺処分数がゼロまたは限りなく少なくなるように職員が努力、工夫するようになる。	
炭酸ガスによる殺処分は安楽死であることを明確にすべき		
下関市で導入されている麻酔薬吸入リサイクル法を全国で実施すべき		
自治体は獣医師会に協力を要請し、引取りを求める飼い主には動物病院で安楽死させるよう促すべき		

引取り規定

終生飼養が可能であるとみなされたり新たな飼い主を見つける努力をしていない場合には、拒否することができるようすべき	・安易な飼い主に愛護センターでの殺処分という逃げ道を与えるべきではない。
飼い主不明の犬猫の処分目的の引取りは拒否すべき	
動物取扱業者による不要動物（奇形、売れ残り等）の処分目的の引取りは拒否すべき	
引取りを安易に行うべきではない。	飼育放棄に至る理由、飼育環境調査書の提出を飼い主に求め、新たな飼い主を探す努力を行わせるべき
拾得された子猫は引き取るべきでない	母猫が帰ってくる可能性がある。乳飲み子は母猫から離されたら、ちゃんと生育しない。わざわざ人の手で殺すことはなく、自然に逝かせるべき
90日未満の子犬、子猫は引き取るべきでない。引き取っても殺処分すべきでない	犬は狂犬病予防法の範囲外であり、猫は法の対象にならない。子犬子猫は人を傷つける可能性はほとんどない
「引取り」制度は廃止すべき	民間団体と活用した譲渡や引取りを求めた飼い主への説得の徹底をすべき
第35条第１項を「正当な理由が認められる場合、引き取ることができる」に改正する。加えて、同項に都道府県等の努力義務を追加する	本来、引取りは緊急避難措置であり、現行法を根拠に飼育放棄者への教育、説得を行って引取りを防止する努力をしないことは問題。
第35条第2項を「所有者の判明しない犬又はねこの引取りを拾得者その他の者から、駆除目的で引取りを求められた場合は引取りしてはならない」と改正する	現行規定は、駆除目的での殺処分を社会的に行うことを意味し、動物愛護の精神に著しく反する。譲渡が保障される体制になるまで、引取り対象から除外すべき。
引取り時には引取料を徴収し、持ち込みに至るまでの詳細、理由と住所氏名の記入、身分証明書を記録し、殺処分の映像を見せる	・センターでの殺処分の現状を知らせた上で引取りを行うべき。
個人及び法人が二回以上動物の引取りを求め、それを引き取らねばならない場合は、第44条の遺棄とみなす。	二度以上引取りを求めてくる飼育放棄は遺棄に値する。第44条第3項と同等の罰則とみなす。
自家繁殖による持ち込みには、不妊去勢手術の条件を科すべき	
繰り返し持ち込む者へは、動物の飼育禁止の措置をとる	
繰り返し持ち込む者へは、出向いていき、状況を確認し、改善・取締りを行うべき	
里親が見つかる見込みのない動物については管理所に移送せず、各保健所で麻酔薬を使って処分すべき	移送の際にコンテナ車の中で犬同士がケンカをして大怪我をする、冷暖房もなく長距離を移動させられる等、動物に苦痛を与えるから。
おいしいごはんをたくさん食べさせるため「ごはん寄付窓口」等の開設を希望。	
現場で赴任去勢手術ができる獣医師の人材育成を行うべき。	

	動物の健康状態を維持できるよう配慮すべき。	無事に返還、譲渡を行うため。たとえ殺処分する動物であっても生きている限り快適に過ごす環境を作る配慮が必要。	
	譲渡活動を自治体に義務付ける		
	譲渡にあたっては希望者の審査、指導を徹底すること。		
	譲渡動物については不妊去勢を義務化すべき。		
	譲渡後は飼育環境の確認など追跡調査をすべき。		
	使われていない公共施設を利用するなど、多くの動物を収容すべき。		
	所有者の判明いない犬又はねこは自治体及び警察署で最低2週間保管すべき	自治体の収容施設では、狂犬病予防法に基づき、2日間の公示のあと、1日以内に引取りがない場合は処分されてしまう。警察署への引き渡しでは2週間処分されず、警察署よりも短い期間しか譲渡・返還の機会が与えられない現状はただすべき。	
	所有者の判明しないねこ及び生後90日以内の子犬は、狂犬病予防法6条の抑留に関する事項の適用外であるため、告示期間を3ヶ月、少なくとも遺失物法施行令3条2項に基づき最低2週間は設ける	ねこ及び生後90日以内の犬は告示期間は短すぎるため	
	収容期間は最低でも4週間以上とすべき。	現在の掲示期間は短すぎる。譲渡・返還率を向上させるため。	
	動物死体に関する記録も問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようすべき。	行政はペットを探す飼い主の心情にもっと配慮すべきであり、動物の生死に関わらず捜索に協力するのは義務である。	
	「これらのプロセスについても規定する」に関して、既に都道府県の動物愛護管理推進計画に基づき、自治体の地域特性や財政状況を勘案して行われているものであり、国は優良事例の紹介等により支援すれば足り、具体的な規定を定めて自治権を狭めるべきではない		
	自治体は引き取った動物に生存の機会を与えることを努力義務規定として法に加えるべき		
	所有者のいない犬猫の引取りは、所轄の警察に届け出た上で、行うべき		
	所有者のいない犬猫の引取りは、持ち込んだ人に自治体で窒息死させるか、動物病院で安楽死させるか選択させるべき	そうすれば、後者を選ぶ人が多いはずで、自治体の負担は減り施設の環境改善に期待できるし、動物病院は儲かる	
現行のままとすべき			2
	収容施設の基準は、全国統一した基準は難しく、地域の事情によって状況が異なることから一定の決まりはマイナスになる。		

その他			13
	民間と協働し、殺処分から返還か譲渡へ事業転換すべき		
	自治体と民間団体が連携して譲渡活動や地域猫の不妊手術を行うべき。その際自治体の持つ人員、手術場所、運搬車等を提供できる制度が必要		
	殺処分は避けるべきであるが、現状の状態では不可能である。長期目標として念頭に常に心がけるべき		
	愛護動物の所有者には愛護動物飼養許可制度を導入する	愛護動物を所有する者には、地域の動物愛護センター等で開催される講習・面接を義務づけ、国が定める飼養許可症を取得しなければならないとすべき。許可症を持たない者への販売及び譲渡を禁止する。これにより、飼育放棄が減少し、殺処分の大幅な削減等になる。許可症発行料を徴収することで動物愛護行政の財源確保にもつながる。	
	そもそも殺処分が動物愛護に反する	殺処分にかかる経費と寄付により動物シェルターを運営する	
	飼い主に対する普及啓発活動を強化すべき		
	犬猫の返還譲渡は全国規模のネットワークを作って、問い合わせ対応、情報提供をすべき。またもっとマスコミなどの広告媒体を幅広く活用すべき	譲渡返還の機会をもっと増やすべき	
	保健所から管理施設に引き取った犬猫の運搬はやめるべき	真夏や真冬には搬送中に死亡する可能性が高い。譲渡の見込みのない犬猫は、引き取った保健所で殺処分すべき	

4. 特定動物

意見の概要		意見の理由	件数
規制を強化すべき			23,632
	飼育を禁止すべき	基本的に飼育すべきでない	
	安易に飼育しないよう啓発すべき	特定動物のほとんどは外来の野生生物であり、飼育そのものが虐待であるとの見方もある。	
	飼養する場合はできる限り生息地に近い環境を整備するなど、動物の身体的、精神的苦痛を排除する責務があることを明記すべき。		
	どこにどのような特定動物が飼育されているか情報公開すべき。		
	飼育管理が困難、飼育自体が虐待である場合も特定動物とすべき。	オウム、大型インコは知能が高く感情も豊かだが、一般に飼育の難しさが知られていない。ペットショップで陳列されること自体虐待となる。	
	特定動物の飼い主の定期的な飼育状況報告義務と監視が必要		
	免許制とすべき		
	災害時等でも逸走防止の体制の審査、維持管理の継続の義務付けなどをすべき		
	災害時に同行避難が困難であることから、みだりに飼育しないよう普及啓発すべき		
	特定動物の範囲を定める委員会には、実際に特定動物を飼育管理、取扱経験のある者を加えるべき		
	特定動物の範囲には、逸走した場合の野生動物や生態系への影響を踏まえる、飼育の困難性、飼育自体が虐待などの広い視点でとらえるべき		
	特定動物の飼養又は保管の方法の細目に動物の生活環境保全に関する事項を追加する	動物の生態や習性等に配慮した飼養について記載がないため	
	個体識別措置がなされていない特定動物は移送・運搬は禁止		
危険犬種について			
	人間に対する危険性が高いとされる犬種は特定動物に含めるべき。	世界中でおきる咬傷事故原因の80%はブルテリアによるものであると言われている。	
	咬傷事件の多い犬種の犬の飼い主は、専門家からの飼育指導を受けることを義務付けて、安全な飼育方法を義務付けるべき	飼い主の自主性に任せても、しつけが良くなるとは思えないため	
現行のままとすべき			2
	特定動物の移送手続き緩和には反対	所在不明、逸走等の問題が起きてはならない。	
その他			3
	特定動物の移送手続き緩和に賛成	移送中の休憩地点において、特定動物を移動用施設から出さない、移動用施設を解錠しないのであれば通常の移動時と同じ状況であり、逸走の危険性は無い	
		過去に逸走事例がない	

５．実験動物の取扱い

意見の概要	意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）		24,286
情報公開について		
現状の情報公開制度は十分でなく、評価できない	・自主管理をする以上は、情報をできる限り公開し、一般国民の批判をうけるべき。	
公開されることでムダな実験の排除につながる		
義務化すべき	・一般に公開されていない部分が多く、動物の福祉が確保されているか判断が難しいため	
	・どの商品が動物実験を行って作られたのかわからないため、消費者として困る	
実験動物の使用数の統計をとり、削減目標を設定すべき	具体的な削減目標を設定のうえ、政策としてどのように取り組むのか中長期のプランニングをすべき	
届出制等を導入すべき		
届出制等を導入すべき	・問題が存在しても表面に出てきていないだけとも言えるので行政が存在を把握すべき	
	・災害時の被害状況の把握などの対策のために必要	
	・先進諸国では登録制となっていることから日本もこれにならうべき。	
	・既に条例等で届出制としている自治体では何の問題も起きていない。	
	・3Rの実効性を高めるために必要。	
	・動物種によっては、家庭動物と同じ種が実験動物として扱われているため。	
	・文部科学省、厚生労働省、農林水産省のガイドラインが適用されていない施設が存在し、事故や災害のときを想定すると危険である	
	動物実験施設の建設は近隣住民による建設反対運動がおきることもあり、本来行政の許可がなければ建設できない類いの施設である	
	・特に食品企業の研究所に関しては、監督を担当する省庁がなく、完全に自主管理に任されている状態であり、アンケート結果を見る限り、委員会の設置などが十分ではない。	
	・一般市民や獣医師、動物保護団体、有識者が第三者評価を実施すべき	
国は実験施設の所在や数、実験動物の種類や用途、数等の情報を把握すべき		
国もしくは自治体が立入検査を行い、審査すべき		
実験動物生産業者を動物取扱業の登録対象とすべき		
動物取扱業の登録対象とすべき	・愛護団体から犬猫を譲り受けて、実験用に転売していたとみられる業者が詐欺罪で訴えられ敗訴した事例もある。	
	・中小の実験動物繁殖販売業者は実態が不明	
	・繁殖業者は動物実験を行うわけではなく、動物取扱業者が従うべき規制に従わなくてよいとみなす根拠はない	
	生産業者や生産数などの実態を全て業界団体が把握しているとは考えにくい	
	十分な知識と教育を受けた自治体職員であれば、立入調査は可能。ただし損害が出た場合の賠償も検討しておくべき	
実験動物の入手先は登録された生産業者に限るべき	野生動物や野良猫などが動物実験に使用されないようにするため	

代替法の活用と使用数削減は義務化すべき

3Rを推進するための窓口を設ける	国が動物実験に関する情報収集を行い、動物実験の適正化に係る管理指導を行うため。収集した情報は広く国民に提供・公開し、国の施策に反映させる
	3Rの実効性を担保するために必要
国が実験計画の立案や動物実験委員会の審査において、代替と削減の目安となるような方向性を指針として示すべき	
削減可能な量というところに、研究室が所有する設備や機材の差が影響してくる。	
同じ動物実験を繰り返さないためのデータベースを作成すべき。	
動物実験数を減らし、代替法を用いた施設には一定の評価と補助金を配布すべき。	

現行のままとすべき 834

届出制を導入すべきではない

情報管理体制整備おほび国内外からの妨害行為から動物実験を護ることを担保する措置が講じられていることが不可欠であり、実効性について専門性の高い議論を尽くすことなく、一方的な観点から届出制度を導入することは誤り。	・知的財産に関する部分は、企業・研究機関には公開できない事情があり、場合によっては国益の問題となる。幾多の事例をかんがみ「想定外」と呼称する事故・事件があってはならない。
煩雑な書類が増えることは、研究の発展の妨げになる	
現行ルールにおいて、既に研究施設毎に十分な審査や慰霊祭などによる制度的、倫理的な取り組みは十分になされている。	
既に極めて大変な状況にある地方行政にさらに大きな負担をかけるべきでない。財政負担も大きい。	
地方の保健所には、動物実験や実験動物に関する知識と経験のある者はほとんどいないので適切な管理はできない。	
自治体職員等の部外者が実験動物の施設に立ち入ることは、施設の衛生管理上、絶対に行うべきではない。	動物実験施設では、厳重な衛生管理が行われており、ヒトから動物への感染及び動物からヒトへの感染を防御するため、部外者からは隔離される必要がある。
仮にガイドライン適用外の施設があるとしても、それらが自主的に申請しない限り届出制導入が有効な解決策になるとは思えない。	
「実験動物の取扱いに関わる問題が存在しても表面に出てきていない懸念」とあるが、科学的にも「ない」ことを証明することは不可能に近い。	
文科省、厚労省、農水省によるガイドラインが適用されない機関に対しては、日本学術会議によるガイドラインがそれらの機関の自主管理体制を補完している。この点を問題とするならば、関係省庁間の連携強化により対応すべきであり、届出制等導入の根拠とはならない。	
国民の安心・安全のために把握すべき動物（特定動物、病原体に感染した動物、遺伝子組み換え動物、外来生物等）は、それぞれ既存の法令に基づき自治体あるいは所管省への届出等が既に実施されており、二重規制は行政の混乱を招き不適当。	
動物実験実施機関の情報が動物実験に批判的なグループに流れた場合に、その研究機関や所属する個人に対するいやがらせや妨害活動が行われる危険性がある。国内でも過去に実例がある。	

民間でできることは民間で行うという規制緩和の動きに逆行する。	

実験動物生産業者は動物取扱業の登録対象に含めるべきではない

実験動物施設や実験動物生産事業者をペットショップ等と同等に位置づけることは無謀であり、実験動物の品質を損ね誤った実験成績など重大な不利益をもたらす。	動物実験の再現性と精度を担保するために、実験動物は、遺伝学的および微生物学的さらに飼育環境の観点から極めて高度なレベルで制御されている。また、遺伝資源として貴重なものが多く、その一部は繁殖維持のためにさえ特殊な技術を要する。
同じ種であっても実験動物とペット等の間には大きな相違がある。	
ヒトが如何に微生物学的に清浄度が低いか認知すべきで専門知識と経験のない担当者が軽率な立入検査を実施することは、その実験系を破壊する可能性すら否定できない。これらのことを考慮せず、一般論で対応することは極めて危険。	疾患モデルやヒトのウイルスに感受性のある実験動物は、最新且つ貴重な実験データを提供し直ちに厚労省の行政・施策に反映される。
実験動物の生産者と使用者は表裏一体の関係にあり、生産者に対する規制強化が科学技術や医療の進歩に甚大な影響を及ぼす。	農水省から（社）日本実験動物協会を通じて基準遵守の指導がされている。
実験動物生産業は、農林水産省の所管にあり、どちらかというと終生飼養されることのない産業動物に近い存在といえることから、二重規制であり適切でないと考える。	
実験を目的とする飼育は、動物愛護管理法にて監督すべきではない。	飼育環境が違えば生育過程が変わり、その結果個体差が大きくなる為、研究が成立しなくなってしまうという事情があり、飼育環境に対する注意深さは通常のペットより慎重。
家庭動物と同一動物種を扱うことから実験動物生産業者を動物取扱業の登録対象に含めるべきとの意見は、「生産業者が遵守している現行のガイドラインは動物愛護管理法上不適切な取扱いが含まれるから」とも受け取れる。この解釈は不適当。	
実験動物生産者が動物取扱業の登録対象となると、所定の様式を満たすだけの書類提出と年1回の研修受講だけで要件を満たすことが可能なため、外部検証よりも簡単で都合が良いと考える実験動物生産者が出てくることも考えられる。	

代替法の活用と使用数削減は義務化すべきでない

研究者に過度の負担を強いる制度の導入は我が国の医学研究発展の障害となることを危惧する。	現状の自主管理体制を通して3R実施の実効性を高めていくことが、適切な動物実験実現の現実的な方法であると考える。
全ての動物実験において有効な代替法が確立されているわけではないし、科学的な根拠に基づかない使用数の削減は、国民の福祉向上の観点から医学・生物学領域の発展に多大な貢献をしてきた動物実験そのものを否定することにつながる可能性がある。	

	3Rの原則が守られていない実験は現状でも認められておらず、代替法や使用数の削減度合いは実験によって異なっているため、一元的な義務化は不公平を産む。	
	実験施設に獣医麻酔科学・疼痛学に精通した臨床獣医師を配置し各種の実験に伴うであろう侵襲の制御に従事することで人道的な動物実験が成立する。	動物の痛みやストレスについては必ずしもその評価系が明瞭ではなく科学的には「分からない」と言うべき。現状の実験動物の苦痛の緩和に問題がないとは全く言えない。
	小委員会での審議とここに表出している関連性が不明確。	
	義務化するには適正な評価基準が不可欠と考えるが、代替法を活用できない実験もあることから基準化は困難。もし基準がないとなれば、新しく飼養保管・苦痛軽減基準に組み込むことも困難であり、実効性が乏しい。	
	使用数のみで歪んだ評価がなされることを懸念。	
	現在既に遵守され、適正に進められていること、およびこの審議は極めて専門性が高く詳細な審議が必要であるため法律での個々の削減内容を規定することは困難。	
	代替法は個体で起こる生命現象を反映していないことも多く、代替法で明らかになった事実を実験動物などでの検証なくしていきなりヒトの体で検証できない。それによってもしも事故が起こった場合の責任の所在まで考えて議論すべき。	
情報公開について		
	大学等での情報公開は着実に進んでいる。	
	情報公開を進めるためには行政指導等で対応すべきであり、届出制の導入が情報公開に代わるものではない。	
	民間企業等では研究開発の内容に直結する企業情報を含む場合があること、アニマルライツ活動家による施設への侵入、動物や資料の持ち出し等の不法行為や事業妨害活動を誘発する恐れがあることから、情報公開が進まない事情がある。	
	情報開示請求によって情報内容が流出すると研究施設にとって甚大な被害、損害を被る。	実験動物の種類、系統、性別等から研究内容を推測できる場合がある。

現在の仕組みの充実と検証が重要

動物実験従事者を含む動物実験関係者が自主的な管理を行いながら、一方では動物実験の適正化についての相互検証プログラムを立ち上げて間がない今の時期に、届出制等の導入のような新たな規制を含む動物愛護管理法の改定の試みは、その必要性を見いだせないし、定着しつつある自主管理を中心とした動物実験の適正化にかえって混乱をもたらす	
平成17年の改正以降、実験動物をめぐる状況は一転し、確実に動物愛護の理念が浸透し、よく管理された中で動物実験が行われている。この改正後の対応についてその成果を冷静にまた客観的に評価するには時期尚早。	動物愛護の理念が研究者に浸透し、自主管理による教育訓練の実施がなされ、動物実験計画の審査、自己評価、さらに相互検証プログラムによる第三者による評価や情報公開が進んでいるこの時期に、その流れを止めるべきではない。
必要以上の規制を行うことで行われるべき動物実験が行われず達成されるべき医学・医療の進歩がなされなかった場合、結果としてそれまでに犠牲となった動物達の尊い命が完全に無駄になる。	
現在の仕組みの評価には少なくとも10年程度の時間は必要。	
国際的な医学生物学研究者からは、現行の動物実験に関する日本の法律は極めて優れていると高い評価を受けている。	イギリスなど過度の規制をして、人間の為の医学の発展、さらには動物の為の医学の発展が阻害された例に対する反省として、未来の人類の発展のために、不必要でかつ理不尽な過度の規制をすることは日本の国益、ひいては国民にとって益なし。
自主管理体制の普及を図るためには、実験動物の専門家が直接指導助言する事による初心者教育が重要である。日本実験動物学会が主催し、関係省庁が後援したセミナーが全国各地で開催されている。	

その他

164

委員構成が偏っており特に実験動物に専門知識と経験を有する委員がすくないため議論が浅薄になるだけでなく公正性が維持されないおそれが強い。	
動物愛護部会の「実験動物小委員会」において継続審議するべき。	
検討課題の設定が動物愛護団体の要望に基づいており、前回の法改正後の施策の実施状況やその効果を評価・検証した事実に基づいていない。	
国が日本実験動物学会や日本実験動物医学会、国立大学法人動物実験施設協議会、公私立大学実験動物施設協議会などと協力し、現在実施している動物実験相互認証プログラムを発展させ、実験動物施設や実験動物生産事業者が、例えばAAALAC認証のような資格を取得できるよう体制整備してはどうか。	省庁の枠組みを取り払い、科学的および3Rの遵守の推進、実験動物福祉の充実等の観点から、国内外に発信できるような新たな認証制度を樹立することも、原始的ではあるが一つの選択肢。
学会などの学術団体、あるいは日本学術会議などの場で、科学者の自主的な活動として、米国のAAALACに相当するような組織を設立し、集中管理的なスタンダードを作って認可していくという方向が望ましい。	
何を適正の範囲とするかについては、動物を利用するメリットと動物愛護感情とのバランスで考慮されるべきもので、科学的素養がない者が介入すべきではない。	
動物実験施設への獣医師の設置義務付け	実験動物の福祉及び3R推進の観点から
実験動物が人道的な取扱いを保障される環境を担保するために、飼養、保管、外科的措置、麻酔等苦痛軽減処置等において、獣医師を選任し、常に監視及び助言を受けられる体制にすべき。	
動物愛護管理法が動物実験のあり方についても所管するべき。第41条を「雑則」からの独立させるべき	
治療薬開発のためであっても霊長類を実験に使うべきで無い	
動物実験に不適切な事例や問題点がほとんど見られない旨の記述に反対	内部告発などによって、大学等の研究機関で不十分で不適切な飼養管理が明らかになっている
動物を科学上の利用に供することは、研究者個人や研究グループの自由意思によって独断で実行できるものでなく、必ず第三者による裁定を必要とするものであることを明記する	

	教育・研究機関の動物施設はペットショップなどとは異なり、金銭的利益を目的としているわけではなく、人類及び動物の幸福（病気を治す薬や治療法の開発）のために利用されているのであり、行きすぎた規制は人類にとって不利益。		
	実験動物にも愛護精神は最重要であるが、いわゆるペットとは飼育管理や概念は大きく異なっている		
	実験動物の規制は新薬開発のブレーキとなり、それを必要とし、待っている患者の治療の足かせになる		
	研究論文雑誌の投稿規定が虐待の抑止力になりうるが、国内の雑誌にはそのような規定がないものが多い。雑誌や学会誌などの検閲が必要。		

６．産業動物の取扱い

意見の概要	意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）		35,641
「五つの自由」の概念は産業動物に限定せず動物全体に対する理念として動物愛護管理法に明記すべき。	・動物福祉に関する認知度向上を推進するために普及啓発が必要であり、まず法に明記すべき。	
「五つの自由」は法律に記載することにはなじまないため飼養基準等の告示に盛り込み反映させるべき。		
国際的なガイドラインの動向も勘案していくべき。	OIEによって、畜産動物及び実験動物も動物福祉向上に含む要綱が制定されている	
産業動物の飼養及び保管に関する基準の努力規定を「～しなければならない」の義務規定にすべき	努力規定では、産業動物の福祉が保障されるとは限らない	
産業動物の飼養及び保管に関する基準の実効性を確保すべき		
産業動物業者を動物取扱業者に含むべき	人の飼養する動物はすべて動物愛護管理法の対象であり、産業動物の福祉が保障されるべきあるため	
繁殖数・死亡数・罹病数・負傷数の報告を義務付けるべき	健全な産業動物が少ないところを把握するため	
流通過程を把握できるようマイクロチップの埋め込みを義務付けるべき		
飼育状況が悪い場合の通報先などを明確化するなど何らかの保護手段を講じるべき。		
畜産動物に関わる飼養、管理、移動や屠殺に関する基準を定めるべき（鶏のバタリーケージや豚のクレート飼育の禁止等）	動物の行動学的、生理学的な科学的根拠に基づいたものであり、国際的な動向に日本も合わせていくべき	
	OIE加盟国である日本は、OIEが掲げる国際ルールを順守する義務がある	
定期的な査察を義務付け、罰則を強化する		
動物福祉に配慮した取組をしている事業者がわずかばかり存在していても全体が向上するわけではないので、畜産動物全体の福祉を向上させる取組が必要であることを明確に記載するべき。		
動物福祉に配慮されているかどうか、購入者が選択できるようにすべき	利益と効率を優先させた大規模畜産の過密な飼育の現状が一般に広く伝われば、五つの自由への社会的支持は十分に得られ、それに見合う適切に飼育された畜産物を選対価を払いたいと支持する国民層はいるはず	
競走馬の過剰な調教の規制や引退場の殺処分の減少などを推進すべき。		
動物福祉を追求した飼い方をしている畜産物については認証制度を設け補助金等により国や自治体がサポートする制度を設けるべき		
動物の福祉という観点を最優先し、ストレスや疾病、怪我等がないような環境と無理のない繁殖・飼育・移送、恐怖や苦痛を極力与えずと畜されるための基準を具体的・明確にすべき		
と畜の際は麻酔を使用すべき		

	他の動物以上に諸外国に比べ日本の遅れが指摘されているため、より踏み込んだ改正をすべき。ヨーロッパの基準まで動物福祉の水準を上げるべき		
	毛皮の生産・販売は禁止すべき		
現行のままとすべき			6
	今回の改正では時期尚早。5年後以降の見直しで議論されるべき	動物の扱いが生業にかかわっているため、設備の改築などには事業者に大きな負担となる。改善には時間と費用がかかる。	
	「五つの自由」の理念は法律に記載すべきでない	「五つの自由」の理念が法律に記載されると、拡大解釈されて動物実験が制限され、研究の進展の妨げとなる可能性があるため	
その他			23
	産業動物の福祉の向上のために飼養・管理にかかるコストが上がることで、国民の経済的負担が増えることについては、もっと詳細に調査・検討が必要である。現時点で予測することは不可能である。		
	一般国民に対して、動物福祉の認知度向上を推進するための普及啓発の強化が必要		
	畜産動物の流通など、食育を推進していくべき		
	産業動物という言葉は畜産動物に変えるべき	なじみがないため	

7. 罰則の強化

意見の概要		意見の理由	件数
強化すべき			24,293
	罰則を強化すべき	動物虐待犯を野放しにしない社会的姿勢が、広域の防犯の意味で効果があり、安全安心な社会作りの一つと考えられているから。	
		小動物への快楽殺人は他の事件への引き金にもなる可能性を鑑みる必要がある	
		悪質業者への抑止力になる	
	動物虐待は弱者に対する暴力という点で人間の児童虐待に匹敵する行為と位置づけ、児童虐待に対する処罰を参考にした刑事罰を科すべき		
	罰則規定を外来生物法と同等まで引き上げるべき		
	個人より法人の罰則を強化すべき		
	殺害：個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は1億円以下の罰金に改定	児童虐待防止法では殺害と傷害とでは量刑が異なる。また、器物損壊罪では物品に3年以下の懲役または100万円以下の罰金が規定されている。倫理上、物品よりも命ある動物が量刑が大きくなるべき 虐待は傷害に匹敵する行為である。虐待と遺棄は同列の罰則である 生態系保全の観点からも大幅に引き上げるべき	
	傷害：個人は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は5,000万円以下の罰金に改定		
	虐待及び遺棄：個人は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は5,000万円以下の罰金に改定		
	第46条：個人は罰金300万円、法人は1億円に改定		
	第47条：個人は罰金100万円、法人は1,000万円に改定		
	第49条：個人は罰金50万円、法人は500万円に改定		
	第50条：個人は罰金30万円、法人は100万円に改定		
	罰則に下限（たとえば10万円以上など）を設けるべき		
	動物取扱業に関する各種罰則は大幅に強化すべき		
	動物の虐待を行った者には3年間飼育禁止などの命令を科すべき	再犯のおそれが高いため	
	罰金100万円以上、懲役100年に罰則を引き上げるべき。ひどい虐待は死刑を適用		
	動物取扱業の登録取り消しとなった事業者は氏名を公表すべき		
	動物虐待を繰り返す者は、氏名を公開すべき		
	少数個人の主観を委員会として採用すべきではなく、それぞれの保護法益自体を比較すべき。		
現行のままとすべき			1
その他			0

8.（1）犬のマイクロチップの義務化

意見の概要		意見の理由	件数
規制を強化すべき			37,386
	流通にのる犬猫には装着を義務づけるべき	・災害時における管理上、有効。	
		・動物虐待捜査の現場で、捜査しやすくなる。	
		・迷い犬や猫の所有者特定に有効	
		トレーサビリティの確保のため	
		流通の過程の中で、事業者に犬ねこの情報と取引内容の記録を作成し、保管を義務付ける。血統証等を個体識別番号として管理すれば血統証の信頼性も上がる。繁殖業者の遺棄等も検挙しやすくなる。	
	所有者のいない動物に義務付けるべき		
	狂犬病予防接種時などに獣医師による施術を行うことにより普及が見込まれる。		
	適切な訓練を受けた者は獣医師以外でも犬へのマイクロチップの装着を行えるようすべき。	より一層の普及につながるため。	
	所有車が変わる度に装着されているマイクロチップの変更登録を義務付けるべき		
	マイクロチップが鑑札の代わりには成り得ないことを飼い主に対して十分に説明しながらマイクロチップの促進を図るべき		
現行のままとすべき			6,775
	責任を持って飼養させることを意識させる普及啓発に力を入れるべき		
	MRI撮影時に画像のゆがみが生じるなどのデメリットがある。高度獣医療の発展も考慮すべき		
	異物を体に入れることに抵抗感がある		
	関連業者の営利が目的である		
	狂犬病予防法に基づき装着する鑑札は、登録されていない犬を識別し抑留することを目的としており、体内に埋め込む方式では捕獲の要否の判断が不可能であるため相容れない。		
	一般人が保護した場合に目視では不明であり、現時点では効果がなく、鑑札の方が良い。		
	必要としている人のみでよい		
	迷子となったときのために推進する程度でよい		
	鑑札や迷子札だけで十分	麻酔もなく身体に傷つけることに反対	
	現時点であまりに低い普及率で現実的でない		
	まずは狂犬病予防法の義務事項を徹底させるべき		
	各自治体の状況に応じて、条例などで対応すべき		
	マイクロチップの規格と登録システムを国家で一本化して確執させた上で、義務化すべき		

その他			102
	狂犬病予防の注射と同等の費用にすべき		
	マイクロチップリーダーを市役所や警察署などにも普及させ、離れたところからでも読み取れるよう性能を向上させることも必要。		
	獣医師以外の者による施術に反対	人間と異なり、身体的負担が大きいため安易にマイクロチップを入れることで事故が起きる可能性が高い	
		注射と同じ医療行為ととらえるべき	
		マイクロチップ自体の小型化、挿入器具の改善など、動物の負担を軽減できる技術的措置がなされるようになってから	
	獣医師以外の者による施術に賛成	韓国では一般人でも施術が認められており、爆発的に普及が進んでいる。日本でも認めるべき	

8.（2）犬猫の不妊去勢の義務化

意見の概要		意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）			18,230
	法により義務化すべき	個人のマナーやモラルに委ねるだけでなく、飼い主の責務とすべき	
		安易な繁殖はさせない、望まれない犬猫を誕生させないため	
		殺処分ゼロ達成への最も有効な手段である	
		全ての犬猫の飼い主が殺処分ゼロへ協力すべき	
	猫が屋外へ出ることができる環境で飼育している場合は義務化すべき	猫の引取り数の削減につながる。	
		野良猫による生活環境の被害への対策にかかる費用や、野良猫のTNR活動などで多額の費用をかけている国民が少なからずいる。これらの費用がかからなくなれば、国民全体の利益にもなる。	
	一般の飼い主への義務づけではなく動物の繁殖・販売業者を規制することで適正な繁殖を行わせるべき。		
	1歳以上の成犬の80%が子宮蓄膿症、肛門腫瘍腺腫等の病気にかかるというデータもある。		
	繁殖を望む適正な使用をしている飼い主や繁殖業者については別に許可を与える制度を設けるべき	適正な飼養をしている飼い主や繁殖業者の繁殖させる権利は奪うべきではないので、繁殖を許可制にすべきである。 このような制度を設けることにより需給バランスの適正化が起き、適正な飼養を行い予約にて繁殖を行う繁殖業者については売れ残りによる殺処分や値下げを行う必要がなくなり、適正価格にて販売を行うことができる。	
	養いきれない子犬、子猫を自治体に持ち込んだ者は、所有する全ての犬猫の不妊去勢を引取り条件とすべき		
現行のままとすべき			29,161
	現行のままとすべき	責任を持って飼養させることを意識させる普及啓発に力を入れるべき	
		飼い主のモラルの問題である	
		手術の際に麻酔等による死のおそれがある場合がある	
		繁殖業者の過剰な繁殖を防ぐような法的枠組みを作り、有効な規制措置を設けるのが本来のあり方であり、「殺処分を減らすため」という理由で短絡的に規制すべきでない	
		ホルモンバランス異常などの健康問題を引き起こす事もある外科手術を健康な個体にむやみに施すべきでない	
	個人で繁殖させる場合は個体の年齢や出産回数等を規定し、従わない場合に不妊去勢を義務化すべき		
	犬や猫の品種・血統の保存の弊害となる	愛好家やブリーダーは十分に勉強し知識を持って取り組んでいる	
	繁殖は動物や飼い主の権利である。		
	不妊去勢が犬猫の為に本当になっているのか疑問	副作用のトラブルが多いため	
	自治体が動物取扱業者をしっかりと監視していれば必要ない。		
	室内飼いの犬猫には義務化は必要ない	野良猫の不妊去勢に力を入れるべき	
	各自治体の状況に応じて、条例などで対応すべき		

その他			11
	繁殖業者が犬猫を繁殖させる度に一定金額を徴収する仕組みを作って、犬猫の増加に一定の歯止めをかけるべき	母体への負担を減らすため	
	不妊去勢の有効性の普及啓発を強化すべきで、その根拠法令を条文に加えるべき		

8.（3）飼い主のいない猫の繁殖制限

意見の概要		意見の理由	件数
規制すべき（取り組みを強化すべき）			23,119
	「地域猫活動」と呼ばれる活動に取り組んでいた活動が、裁判において占有部分への猫の侵入と被害は防止できないことが指摘され、餌やりがその活動に基づき被害を軽減させたと主張しても、被害者に対して免責されず、被害者が愛護活動に理解と協力を示すべきという主張は退けられた判例もある、との主旨の文を加え公平な両論を併記する。	小委員会における議論では、課題として掘り下げられておらず、「うまくいかない活動は元々正しい地域猫活動ではなかった」との主張に与している。	
	横浜市磯子区の事例において、横浜市議会委員会の答弁では、「苦情の減少や引取りの減少には効果が見られない」と答えている。また、磯子区民を対象とした行政評価においても「地域猫活動」事業への評価は得られずむしろ被害が増加したとの個別意見が寄せられている。		
	飼い主のいない猫の不妊去勢手術の負担は行政が行う	飼い主がいない猫のコントロールは行政がきちんと行うべき	
	殺処分を減らすにはTNR活動は不可欠。予算を組み民間に助成すべき。		
	TNR活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行い、地域住民や土地管理者の協力を促すような条例の策定を促す	TNR活動の国民への理解が不足しているため、活動の障害となっている	
	不妊去勢手術および経口不妊薬の投与による不妊処置について行政が主体となって実施し経費を負担すべき	数十億と言われる行政による殺処分経費を、不妊処置費に回すことにより、殺処分数の大幅な減少は明らか。これにより、行政の経費を節約することができ、殺処分実施職員の精神的負担の軽減になる。本来、不妊処置費は行政が負担すべき性質のものである。	
	不妊手術の麻酔中に耳先Vカットを施す事を義務付けるべき	不妊済みか否かの判断が容易にでき、ボランティアなど実施者の負担軽減につながる	
現行のままとすべき			640
	官民協働で地域の問題として解決していくことが必要		
その他			0

8.（4）学校飼育動物および公園飼育動物の適正飼養

意見の概要	意見の理由	件数
規制すべき（規制を強化すべき）		23,606
学校飼育動物		
学校で動物を飼育すべきでない。動物の解剖も必要ない		
適正飼養ができない場合は、飼育動物による教育プログラムを廃止すべき	・学校側に予算も人材も時間もないのが現状。施設の修繕にすら対応できない事例がある	
	教育委員会や獣医師会、動物愛護の有識者、教育研究者などを交えた適正飼養の仕組みづくりの構築が必要	
少なくとも年1回以上の獣医師による健康診断および適正飼育の指導・監督を受けるべき。		
学校での飼育は原則禁止とし、適切に飼えるだけのシステムを構築し、それなりのマンパワーを有している学校のみに飼育を許可すべき。	過去からの流れで漫然と飼っているだけでは動物愛護の気風を育て情操教育に寄与することに役立つのかが果たして疑問。	
	たとえば生徒がボランティアに参加して地域猫の世話をするなどして命の大切さや地域社会とのかかわりを学ぶといった代替方法が望ましい	
	ふれあいを好まず、ストレスを受けやすい動物が、乱雑に扱いがちな不特定多数の児童のふれあい教育に用いられることは、虐待であり、弱い立場に対する思いやりが育つとは思えない	
動物を飼育する学校を動物取扱業に含むべき		
動物を飼育する学校は届出を義務付けるべき	安易に学校が飼育できないようにすべき	
教員には、児童生徒に動物に対する適正な意識や態度を教授するだけの知見が必要	学校側に動物の飼育に関する知識や経験がないため、不適切な飼養で動物を死なせたり、飼育放棄するような事例がある	
飼養及び保管に関する基準を作成し、義務付けるべ		
不適切な飼養が行われていた場合の処分規定を設けるべき		
自治体や第三者機関が近隣住民等の通報を受けて、速やかに実態調査を行い、虐待が認められる場合は文部科学省の判断を待たずに保護できるようにすべき。	生徒の親や地域住民が飼育環境のひどさを学校に訴えてもまともに聞いてもらえないという事例がある。	
文部科学省と連携の上、動物愛護精神を高学年の生徒にも教えるよう学習指導要領に明記すべき		
かかりつけの獣医師をもつことを推進すべき		
学校が動物を自主的に、かつ適正に管理できる仕組みを作るべき	国などの上位機関などからの指導や管理が厳格になれば、予算・人員面で学校は対応が困難。そうなれば動物の解剖などの本来の教育目的での動物の活用ができなくなるため	
公園飼育動物		
料金徴収の有無に関わらず、展示に該当するものは動物取扱業の登録対象とすべき	バックヤードにいる動物への監視も必要なため	
届出制とすべき		
研修を受けたプロが取り扱うべき	専門知識のない公園整備会社やその下請けに管理がゆだねられているから	
飼養及び保管に関する基準を作成し、義務付ける		

現行のままとすべき			0
その他			3
	学校に対しても、安易に動物を飼育しないように呼びかけるべき	動物の生理生態への無理解のため、特にウサギなどでは本来の寿命より短期間で死んでしまうケースが多々見られる	

8.（5）災害対応

意見の概要		意見の理由	件数
規制すべき（対策を推進すべき）			24,298
	自治体が講じるべき事項として、緊急災害時の動物保護（避難所・仮設住宅における飼育体制の整備、動物の救護、シェルター設営や一時預かり先の確保、迷子動物の捜索）と同行避難を推進の条文を明記すべき	かけがえのない存在を救護することは人道支援である 現状の動物愛護管理推進計画では全く存在意味はない	
	各自治体の裁量で規定を定めるべき		
	行政と民間の協力体制を強化すべき		
	防災計画に、ペット動物だけでなく、学校、公園飼育動物、実験動物、産業動物等についての対応等を明記すべき		
	災害時における住民避難時には動物の係留義務はなくすべき	東日本大震災の際に係留されたまま死んだ動物がいた	
	産業動物の避難・保護についても規定すべき	東日本大震災では、被災地に取り残された動物が多くいた	
	災害時に動物保護のための情報公開を規定すべき	東日本大震災では、保護が必要な家畜の情報が個人情報保護法により家畜保健所から得られず、支援が必要ながらも最後まで把握することができなかったため	
	動物の避難場所をあらかじめ定めて、避難訓練を実施しなければならないとすべき		
	動物愛護団体の保護活動の妨げとなる関係法令の解除ができるように規定すべき		
	五つの自由を得られない状況におかれたときに、速やかに安楽死の選択ができるよう規定すべき		
現行のままとすべき			0
その他			0

8.（6）実施体制への配慮

意見の概要		意見の理由	件数
体制を強化すべき			26,752
	公益法人、NPO等の民間団体やボランティアの活用も検討すべき		
	引取り手数料を自治体の運用費にあてるべき		
	NPO等の民間愛護団体の連絡組織を作り、有事の際の支援協力体制を構築できるように委員会設置を主導してほしい。		
	当該業務の執行財源を確保すべき。たとえば寄付金や基金設立、動物愛護宝くじ、寄付金切手、犬の登録料、動物の引取りの有料化、法違反の罰金など		
	譲渡の推進には、アメリカの里親募集のための民間ネットワーク「Pet Finder」のようなものを検討すべき		
	動物の引取り、飼養管理、譲渡に関わる業務は民間団体にゆだねて、行政は動物虐待の取締りや動物取扱業者の監視等、行政でなければできない業務に重点を移すべき	法改正に伴う業務の増加に対応できるようにするため	
	動物愛護推進員をもっと増員すべき		
現行のままとすべき			1
その他			6
	行政組織を拡大させることは国民の負担が増えることであり、優先的に行うべき事か否か、広く国民に問うべきである		

９．その他

意見の概要	意見の理由
第38条、第39条の動物愛護推進員及び協議会は、都道府県の自治体には「設置しなければならない」と改正する。	未だに設置していない自治体があるため。
インターネットで動物取扱業の登録簿を公開すべき	きちんと登録している業者なのか誰でも簡単にインターネットで確認できるようにして、積極的に未登録の業者をなくしていく
血統証を発行する要件を定めた血統証規定を法で定める	血統証の発行団体ごとに証書の発行条件が異なり、自己申告によって簡単に偽造できるものが後を絶たない。血統証の内容を保障できる要件を定め、購入者の権利を守る必要がある。
ブリーダーには免許制度を設けるべき。ブリーディング基準を定め、監督・指導すべき。	素人でも業登録すれば簡単に繁殖させて売買できてしまうため、遺伝病や伝染病に罹患した動物の販売や、多頭飼育崩壊、ネグレクト事件などの問題が起きてしまう。動物取扱業の販売と同じでは対応できないため、ブリーダーには第三者の認証機関を設立し免許制度を導入して健全な環境で動物を育てさせるようにすべき。
生後8週間を経ずして母犬猫から引き離した場合、繁殖業者、一般の飼い主にかかわらずこれを虐待とみなし動物の飼養を禁止し取り締まるべき	
「中央環境審議会動物愛護部会および「動物愛護管理のあり方検討小委員会」には環境省、農水省、厚生労働省からの天下りを受け入れている業界団体及び過去5年間に助成金の不正受給、寄付金の詐取、それらの行為の組織的隠ぺいなどの不正行為を行った団体の役員や評議員、職員の委員への参加を認めず、現在該当者が参加している場合は解任するという旨の規定を設けるべき	会議の公平性、健全性を保つために必要
ブリーダーの繁殖施設を一般に公開できるようにすべき	
狂犬病予防の注射の義務をもっと認知させるべき	
動物の飼養者はペット税を払うべき	飼い主のいない動物を収容管理するための財源にあてるため
動物愛護を「かわいがる・いたわる」という感覚的・感情的な面が強く押し出された議論や考えに疑問。動物愛のみを判断基準にしてはならない	各個人の価値観は様々で、一律に定めることはできないことも多々ある。
東日本大震災で得られた教訓などは広く自治体に共有すべき	被災地では動物連れの避難に苦慮した事例が多数ある
動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置は自治体の義務規定とすべき	動物愛護管理の実行主体として自治体の機能強化を図るためには、両方とも必要
次回改正時には、動物の権利を保障する動物福祉法を制定する	人の権利ばかりが優先されるのではなく、人と動物が共生できる社会のため
虐待防止法を制定すべき	「みだりに」という曖昧な表現であるために、明らかな虐待に対応しないことの言い訳になっている

公共交通機関において、「〇〇駅長」などとして広報・集客の一環として動物を展示する事例があるが、条件によっては動物取扱業となるおそれもあることを公共交通機関に通知し、必要に応じて登録をさせるべき	
自治体の動物愛護センター等の施設も動物取扱業に登録させるべき	ふれあい動物を展示しており、中には繁殖までさせている施設があるため
全ての動物の飼養者は1匹から届出を義務付ける	
動物愛護管理法の改正時期を延期するべき	5年ごとの見直しにこだわるべきでなく、東日本大震災への対応を優先すべき
パブリックコメント意見募集の文章が難しい	理解力の乏しい国民にもあわせて、わかりやすい言葉で表記してほしい。また使用されている単語の概念や意味を表記が必要
人の権利と動物の命のどちらを優先するのか、きちんと明示すべき	
法律に「いのち」の意味、生命尊重の理由を明示すべき	
他法令と動愛法の兼ね合いがわかりにくいため、広報で理解を進めるべき	
そもそも「努力規定」を撤廃すべき	努力の基準がなく、抑止力もないため、意味がない
動物愛護センターの存在意義に疑問	愛護の相談には役にたつ対応がないため
猟犬は禁止すべき。害獣駆除は警察か自衛隊が対処すべき	いのちでいのちを奪う遊びであるため
飼い主がいない猫は行政が保護すべき	
動物を用いる伝統行事であっても、動物が死傷するような行事は禁止すべき	
上げ馬神事は禁止すべき	
一部の飼い主による迷惑行為に対する総合的相談窓口が必要	
飼い主マナーを強く徹底させるべき	散歩のさせ方、ドッグランの使い方などに問題事例が多数ある
飼育下にある動物すべての出産、死亡、売買、譲渡などの記録の届出を義務付ける。死亡については、獣医師の死亡の確認書類の提出を義務化する。職員による抜き打ちの立入調査を実施する。一定の猶予を持たせて改善しない者や、悪質な違反がある者は重罪を科す	自治体の殺処分を減らすには根本的な仕組みを変えることが必要。
「生き物を大切にする」「弱い者の気持ちを考える」などの基本的な精神について、国民全体の教育啓蒙をおこなっていくべき	
行政は飼い主がいない動物の保護の責任を負うべき	動物を殺さずに、新たな不幸な動物を生まないために、人と動物の共生という公益的、公共的観点のため
動物取扱業者が多くの動物を抱えたまま倒産した際に、動物の保護と社会的負担に対する責任を確保するため、営業保証金制度をが必要	
愛護団体の寄付金詐欺・ボランティア詐欺に対する規制措置が必要	寄付金詐欺で訴訟が起きている。一定金額以上の寄付金について、会計報告開示義務、被害者救済の権利規定が必要

猫にも登録制を導入すべき	転勤シーズンになると毎年捨て猫が多く見られる。特に公営住宅などの賃貸住宅などではペット飼育禁止にすべき
飼い猫は室内飼いを義務付けるべき	猫による糞尿被害を減らすため。望まない妊娠と子猫の遺棄を繰り返し行うことを防止するため。
狂犬病予防法に基づき登録や鑑札義務を厳格に運用すべき	
犬の予防接種の混合ワクチンの慣行を見直すべき	アメリカでは幼年期に数回、あとは地域事情や個体の抗体価などに応じて打っている。やみくもに打つべきものではない
動物は生きているときは「物」で、死んだら「ゴミ」という扱いを変えてほしい	愛護に反するため
動物実験の実施は禁止にすべき	
動物の虐待に器物損壊罪を適用しないようにすべき	
欧米でのキリスト教圏と日本の仏教圏との動物愛護観が異なることを認識し、国家が自立した見解を持って日本の動物愛護モデルを発展させていくべき	欧米諸国での獣医師による安楽死数、ドッグレースでの殺処分数、愛玩動物の遺棄数・殺処分数、咬傷事故件数などに着目し、本当に動物愛護先進国と呼ばれている国々のモデルを日本が目指すべきか検討すべき
獣医師の医療過誤、不正行為への厳罰を実施すべき	悪質な医療行為、不正行為が少なくなく、免許取消といった事例がない
伝染病にかかった動物を一律に殺処分すべきでな	人が食べても問題ない場合は、基本的に治す、生かすべき
法の見直しの議論や、改正法を広告媒体等を活用して全ての国民に周知し理解させるべき	
動物を保護しているシェルターにもっと支援や助成をすべき	動物の保護や管理は多くは民間団体の力で成り立っている
法の目的に「生物多様性の維持・保全」を加えるべき	安易に飼われた野生動物由来のペットの遺棄が、国内外の生態系や生物多様性に多大な悪影響を及ぼしている。愛知目標では、生物多様性保全を関連法に導入し、主流化していくことを日本政府は合意している。動物愛護管理法では、この観点からも動物の遺棄を禁止し、動物取扱業を規制し、適正飼育の普及啓発を定め、生物多様性の保全に寄与すべき。
パブリックコメントの記述の内容が曖昧であり、実際に施行されるものなのかどうかわからないものの意見を聞くのは無意味であり、それを法制化するのは不正である	
動物取扱業規制を廃止し、保護活動を除く全ての動物の取扱を規制すること	
行政行為の監視するための第三者機関を新設すること	
動物取扱業が取り扱う対象動物に両生類・魚類を加えるべき	
犬猫の幼齢個体の販売、親から引き離す日齢は8週齢以上とすべき	
繁殖業者は8週齢以下の幼齢犬猫の社会化を義務付けるべき	
犬猫の幼齢個体の日齢規制は現行のままとすべき	
移動販売は禁止すべき	
インターネット上での動物の売買を禁止すべき	

動物取扱業に死体の火葬・埋葬業、両生類・魚類販売業者、老犬・老猫ホーム、動物愛護団体、教育・公益目的団体も動物取扱業又は何らかの規制をすべき	
野生動物の捕獲・運送業者を動物取扱業にすべき	
動物園・水族館の規制を緩和する必要はない	
動物取扱責任者研修の緩和の必要はない	
販売時説明義務の緩和をする必要はない	
動物取扱業を許可制にすべき	
虐待防止法を制定すべき	
動物取扱業の登録取り消しの運用を強化すべき	
動物取扱業の登録の取消期間を延長すべき（2年→5年、10年）、営業の一時停止期間を延長すべき（6ヶ月→2年）	
動物取扱業の登録取消要件に関連法における違反行為を含めるべき	
鳥獣による農作物被害をなくすための追い払い犬を禁止すべき	一日中日よけもない屋外に放置し、ほとんど水や餌を与えずに放置させておくような事例がある。違反者の厳罰と取締りの徹底をすべき
動物輸送の基準を作るべき	
動物愛護週間期間中に学校で動物の基本的な飼育方法の周知を義務付ける	
動物の対面販売、現物確認の義務化に反対	